

市道を再編成します



建設課管理係 ☎0824-73-1150

市は本年度からの3年間で、現在認定している市道を再編成（見直し）する事業を行います。

合併前の旧市・町では、昭和54年から昭和60年にかけて、市道・町道の再編成をしています。社会環境の変化に伴って、道路の利用状況も変化しています。このため、市道の整備や管理の適正化を図るため、市道の利用状況などを調査・確認し、統一した道路網の再編成を行います。担当職員や委託業者が現地調査を行いますので、ご協力をお願いします。

【市道再編成事業の概要】

① 認定市道（1級市道・2級市道・その他市道）の路線区分の見直しと、路線の廃止を行います。（4月1日現在の認定市道路線数1844路線・延長数1557km）

② 認定市道以外の路線について、住宅地化などの社会環境の変化により、市道として必要と認められる道路を新規に認定します。

新規採択基準

● 国道、県道、市道と利用民家2戸以上を結び、生活道路として唯一の道路
・ 道路の幅員は4メートル以上、道路延長は50メートル以上であること

再編路線

認定市道のうち、主要度、交通量、交通の性格などを精査し、幹線（1級・2級）市道とその他市道を選定します。国による幹線市道選定基準を基本とし、庄原市の地域性を考慮して、管内全域での選定を行います。

● 1級市道 市道のうち、幹線的な道路
● 2級市道 1級市道を補完する、幹線的な道路
● その他市道 1級、2級市道を除く一般的な道路

● 1級市道 市道のうち、幹線的な道路

● 2級市道 1級市道を補完する、幹線的な道路

● その他市道 1級、2級市道を除く一般的な道路

廃止路線

公道としての機能を失い、一般交通の用途に利用されていない道路

